

件名

県産特用林産物等の放射性物質検査の結果（平成24年度第11報）について

平成24年10月23日、野生きのこ6検体について放射性物質の検査を実施したところ、以下のとおり結果を得ましたのでお知らせします。

検査の結果、鳴沢村内で採取された野生きのこから、食品衛生法で定められた一般食品の放射性セシウム濃度の基準100Bq/kgを超える放射性物質が検出されました。

このため、県では、鳴沢村内で発生した野生きのこについて、当分の間、採取、出荷及び摂取を差し控えるよう、各市町村及び直売所等に通知するとともに、別紙のとおり県のホームページで周知しました。

また、地域的な広がり把握するため、周辺市町についても今後野生きのこの検査を実施します。

内

品目	採取地点	核種別放射能濃度【Bq(ベクレル)/kg】					検査日
		放射性ヨウ素		放射性セシウム			
		検査結果	暫定規制値	検査結果	食品衛生法上の基準値	検出限界値	
ナラタケ	南部町	不検出	2,000	45	100	—	10月23日
チャナメツムタケ	富士川町	不検出	2,000	18	100	—	10月23日
ハナイグチ	富士川町	不検出	2,000	不検出	100	13	10月23日
カヤタケ	鳴沢村	不検出	2,000	45	100	—	10月23日
ショウゲンジ	鳴沢村	不検出	2,000	360	100	—	10月23日
シロナメツムタケ	鳴沢村	不検出	2,000	150	100	—	10月23日

容

※ 検査機関：山梨県衛生環境研究所

※ 「不検出」とは、検査機関の分析による検出限界値未満のことを示します。

※ なお、県産のしいたけなどの栽培きのこについては、県によるモニタリング検査を実施しており、全て不検出または基準値以下の値となっています。

【参考】(2012/4/1以降適用)
 ○食品衛生法上の基準値（放射性ヨウ素は暫定規制値）
 放射性セシウム（一般食品）： 100Bq/kg
 放射性ヨウ素（野菜類）： 2,000Bq/kg
 ※基準値は、食品衛生法で定められたもの。

問い合わせ先

森林環境部林業振興課 TEL:055-223-1652